

3 労使協議機関に関する事項

(1) 労使協議機関の有無及び協議内容等を知ることができる方法

事業所に労使協議機関が「あり」と答えた労働者の割合は43.5% [前回49.3%]、「なし」28.6% [前回27.9%]、「わからない」26.2% [前回22.7%] となっている。

労使協議機関が「あり」と答えた労働者について、労使協議機関の協議内容、その結果について、どのような方法で知ることができるか(複数回答)をみると、「労働組合の広報資料等」46.6% [前回64.1%]、「朝礼、職場懇談会等」39.6% [前回38.5%]、「社内報等」35.7% [前回34.4%] などとなっている。(第17表)

第17表 労使協議機関の有無、労使協議機関の協議内容等を知ることができる方法別労働者割合

(単位：%)

区分	計	協議内容等を知ることができる方法(複数回答)							労使協議機関「なし」	労使協議機関があるか「わからない」	平成16年 労使協議機関「あり」
		労使協議機関「あり」	朝礼、 懇談会等 職場	広 労 報 資 料 組 合 等	社 内 報 等	労 使 協 議 会 報 告	そ の 他				
計	100.0	43.5 (100.0)	(39.6)	(46.6)	(35.7)	(19.7)	(11.5)	28.6	26.2	49.3	
＜就業形態＞											
一般労働者	100.0	45.0 (100.0)	(39.3)	(47.5)	(35.7)	(20.2)	(12.0)	28.8	25.0	51.4	
パートタイム労働者	100.0	30.3 (100.0)	(39.5)	(35.8)	(32.2)	(19.3)	(6.9)	27.6	38.3	18.6	
契約労働者	100.0	40.8 (100.0)	(44.6)	(44.0)	(41.4)	(9.5)	(7.3)	25.8	27.3	53.0	
＜役職＞											
課長クラス以上	100.0	44.4 (100.0)	(55.2)	(38.8)	(42.7)	(27.6)	(16.6)	44.2	9.5	54.4	
係長クラス	100.0	53.8 (100.0)	(33.4)	(62.6)	(27.8)	(21.7)	(7.3)	27.6	18.6	58.3	
役職なし	100.0	40.5 (100.0)	(38.1)	(42.7)	(37.0)	(17.1)	(11.8)	25.5	31.9	45.7	
＜勤続年数＞											
1年未満	100.0	37.3 (100.0)	(61.5)	(21.4)	(27.0)	(8.5)	(19.8)	22.6	37.1	26.4	
1～5年	100.0	31.8 (100.0)	(45.4)	(34.4)	(37.7)	(12.2)	(11.8)	31.5	35.5	33.2	
5～10年	100.0	35.0 (100.0)	(34.2)	(45.7)	(32.2)	(22.9)	(5.9)	28.3	35.6	38.7	
10～20年	100.0	52.2 (100.0)	(37.5)	(50.5)	(36.8)	(23.0)	(10.9)	28.3	18.5	55.5	
20年以上	100.0	55.9 (100.0)	(38.8)	(54.3)	(37.2)	(19.7)	(14.6)	27.6	13.1	73.9	
＜労使コミュニケーションの良好度＞											
良好	100.0	51.1 (100.0)	(41.1)	(47.9)	(36.0)	(19.7)	(12.2)	23.6	22.8	59.1	
どちらともいえない	100.0	35.4 (100.0)	(37.3)	(50.5)	(34.2)	(20.8)	(8.9)	32.8	30.9	43.5	
悪	100.0	36.7 (100.0)	(39.9)	(33.1)	(39.3)	(14.8)	(10.2)	35.9	25.8	37.1	
＜労働組合への加入状況＞											
労働組合がある(小計)	100.0	75.3 (100.0)	(25.1)	(65.3)	(32.7)	(24.9)	(9.0)	4.1	18.0	…	
加入している	100.0	78.7 (100.0)	(23.0)	(67.4)	(32.3)	(24.0)	(8.4)	3.9	16.3	78.2	
加入資格があるが加入していない	100.0	50.1 (100.0)	(18.4)	(54.9)	(28.9)	(18.0)	(16.8)	6.0	43.9	} 28.6	
加入資格がない	100.0	67.8 (100.0)	(38.5)	(56.5)	(36.2)	(31.0)	(10.1)	4.3	17.5		
労働組合がない	100.0	22.6 (100.0)	(72.5)	(4.7)	(42.2)	(8.2)	(17.0)	45.6	30.8		
平成16年計	100.0	49.3 (100.0)	(38.5)	(64.1)	(34.4)	(26.1)	(10.6)	27.9	22.7	…	

注：1) ()内の数値は、労使協議機関「あり」と回答した者を100とした労働者割合である。

2) 表頭計には労使協議機関の有無「不明」が含まれる。

3) 表頭労使協議機関「あり」には協議内容等を知ることができる方法「不明」が含まれる。

4) 表側計には労使コミュニケーションの良好度「不明」及び労働組合への加入状況「不明」が含まれる。

5) 就業形態の内訳については、第14表注5)を参照のこと。

(2) 労使協議機関の協議内容、結果の認知度

労使協議機関での協議内容、その結果についてどの程度知っているかをみると、「大体知っている」43.4% [前回 43.6%]、「一部知っている」39.0% [前回 45.1%]、「ほとんど知らない」16.0% [前回 11.3%] となっている（第18表）。

第18表 労使協議機関の協議内容等を知っている程度別労働者割合

(単位：%)

区 分	労使協議機関 「あり」計	平成21年			平成16年		
		大体 知っている	一部 知っている	ほとんど 知らない	大体 知っている	一部 知っている	ほとんど 知らない
計	100.0	43.4	39.0	16.0	43.6	45.1	11.3
＜就業形態＞							
一 般 労 働 者	100.0	46.6	38.9	13.4	45.1	44.4	10.5
パ ー ト タ イ ム 労 働 者	100.0	17.9	34.1	44.5	6.3	50.8	42.8
契 約 労 働 者	100.0	13.3	48.4	32.6	15.2	74.6	10.3
＜役職＞							
課 長 ク ラ ス 以 上	100.0	66.4	26.9	6.4	72.8	18.8	8.4
係 長 ク ラ ス	100.0	51.9	40.5	7.2	53.0	43.1	3.9
役 職 な し	100.0	35.0	41.4	21.5	33.3	52.0	14.7
＜勤続年数＞							
1 年 未 満	100.0	35.0	37.1	23.5	14.5	57.3	28.2
1 ～ 5 年 未 満	100.0	26.2	45.6	27.9	31.2	51.4	17.4
5 ～ 10 年 未 満	100.0	46.1	36.6	15.9	37.9	49.7	12.5
10 ～ 20 年 未 満	100.0	42.3	40.1	15.5	37.9	50.2	11.9
20 年 以 上	100.0	54.8	35.7	8.4	61.1	33.2	5.7
＜労使コミュニケーションの良好度＞							
良 好	100.0	53.9	34.5	10.3	58.1	36.0	5.9
ど ち ら と も い え な い	100.0	28.2	48.5	22.0	27.8	56.5	15.7
悪 い	100.0	27.3	40.4	29.4	26.2	51.8	22.1
＜労働組合への加入状況＞							
労 働 組 合 が あ る (小 計)	100.0	48.3	39.5	10.7
加 入 し て い る	100.0	48.1	40.6	9.5	42.5	48.1	9.4
加 入 資 格 が あ る が 加 入 し て い な い	100.0	24.4	50.6	25.0	} 45.7	39.3	15.0
加 入 資 格 が な い	100.0	55.3	30.6	13.4			
労 働 組 合 が な い	100.0	33.0	38.4	27.3			
＜労使協議機関の協議内容等を知ることができる方法（複数回答）＞							
朝 礼 、 職 場 懇 談 会 等	100.0	43.6	40.1	15.6	49.9	40.5	9.7
労 働 組 合 の 広 報 資 料 等	100.0	51.9	38.3	8.7	48.5	44.3	7.2
社 内 報 等	100.0	40.4	40.8	18.7	41.2	49.7	9.2
労 使 協 議 会 報	100.0	65.3	26.7	8.1	61.8	35.0	3.2
そ の 他	100.0	37.2	33.6	25.0	35.7	42.2	22.2

注：1) 表頭労使協議機関「あり」計には協議内容を知っている程度「不明」が含まれる。

2) 表側計には労使コミュニケーションの良好度「不明」、労働組合への加入状況「不明」及び労使協議機関の協議内容等を知ることができる方法「不明」が含まれる。

3) 就業形態の内訳については、第14表注5)を参照のこと。